（発電用原子炉施設の評価）

第五十八条　法第四十三条の三の十六第四項の発電用原子炉施設は、技術基準規則第二条第二項第三十三号ロに規定するクラス１機器に属する容器及び管（フランジその他の接合部及びシール部並びに蒸気発生器伝熱管を除く。）並びに炉心支持構造物（炉心シュラウド及びシュラウドサポートに限る。）とする。

２　法第四十三条の三の十六第四項の規定により、次の表の上欄に掲げる事項に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により、評価を行う。

［表　略］

３　法第四十三条の三の十六第四項の評価の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

［一～八　略］

九　評価において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

［十・十一　略］

４　法第四十三条の三の十六第四項の評価の結果の記録は、評価された発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

５　法第四十三条の三の十六第四項の評価の結果の報告は、第三項第一号から第六号までに掲げる事項について、その評価が実施された後、速やかに行うものとする。

第五十九条から**第六十二条**まで　削除

（特定発電用原子炉施設の評価）

第五十八条　法第四十三条の三の十六第三項の特定発電用原子炉施設は、技術基準規則第二条第二項第三十三号ロに規定するクラス１機器に属する容器及び管（フランジその他の接合部及びシール部並びに蒸気発生器伝熱管を除く。）並びに炉心支持構造物（炉心シュラウド及びシュラウドサポートに限る。）とする。

２　法第四十三条の三の十六第三項の規定により、次の表の上欄に掲げる事項に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により、評価を行う。

［表　同上］

３　法第四十三条の三の十六第三項の評価の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

［一～八　同上］

九　評価において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

［十・十一　同上］

４　法第四十三条の三の十六第三項の評価の結果の記録は、評価された特定発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

５　法第四十三条の三の十六第三項の評価の結果の報告は、第三項第一号から第六号までに掲げる事項について、その評価が実施された後、速やかに行うものとする。

（定期安全管理審査の申請）

第五十九条　法第四十三条の三の十六第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を希望する審査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　定期事業者検査を行う発電用原子炉施設の施設番号

三　審査を受けようとする定期事業者検査の範囲

四　定期事業者検査の主な実施場所

五　審査を受けようとする期日

２　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　定期事業者検査の計画

二　定期事業者検査に関する規程

三　定期事業者検査の要領書

３　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

４　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（定期安全管理審査の実施時期）

第六十条　法第四十三条の三の十六第四項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査を行う時期とする。

（定期安全管理審査の対象となる事項）

第六十一条　法第四十三条の三の十六第五項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

二　検査記録の管理に関する事項

三　検査に係る教育訓練に関する事項

２　直近の法第四十三条の三の十六第六項において準用する法第四十三条の三の十三第六項の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織については、前項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の規定を適用しない。

第六十二条　削除